

令和3年度

水戸市食品衛生監視指導計画



みとちゃん



水戸市保健所

目 次

1 趣旨	1
2 基本的事項	2
(1) 本計画の対象地域	
(2) 実施期間	
(3) 基本方針	
3 計画の実施体制等	3
(1) 連携の確保	
(2) 人材育成	
(3) 試験検査体制の整備	
(4) リスクコミュニケーション	
(5) 公表	
4 監視指導の実施	5
(1) 立入検査	
(2) 一斉監視指導	
(3) 食品表示の適正化	
(4) 農畜場に対する監視指導	
5 重点監視指導項目	7
(1) 食中毒対策	
(2) 給食施設の監視指導	
(3) 公設市場における監視指導	
(4) 大規模イベントにおける監視指導	

6 試験検査の実施	9
(1) 計画的に実施する収去検査及び買上げ検査	
(2) 収去以外の検査	
(3) と畜場関連検査	
7 違反発生時の対応	12
(1) 違反を発見した場合の対応	
(2) 違反の公表	
8 食中毒等健康被害発生時の対応	13
(1) 発生時の対応	
(2) 迅速な情報公開	
9 食品等事業者に対する自主的な衛生管理の推進	14
(1) 食品衛生管理者及び食品衛生責任者等の設置	
(2) と畜場の管理者に対する自主的な衛生管理の推進	
(3) 食品衛生推進員制度	
(4) HACCP に沿った衛生管理に関する指導	
用語集	15

1 趣旨

歴史と伝統、多様な芸術・文化、豊かな自然等を有する本市は、その個性を育み、まちの魅力を高めるとともに、住みやすいまちを実現するための行政サービスの向上と、あらゆる分野で市民が安心を感じられる住みやすいまちづくりを推進していくため、令和2年4月より中核市へと移行しました。

令和2年1月、日本国内で新型コロナウイルス感染者が確認されて以降、未だ感染が拡大し、外出自粛要請や飲食店等の営業自粛要請があるなど、私たちの生活に大きな影響を及ぼしています。そのような状況下においても、腸管出血性大腸菌、ノロウイルス等による広域的な食中毒の発生等、食品衛生上の問題は継続して懸念されており、食品安全に関する行政の関与の必要性は高まっています。

このような現状を踏まえ、食品に起因する衛生上の危害の発生を防止し、市民の「食の安全・安心」を確保するため、食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」といいます。）第24条及び食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針（平成15年厚生労働省告示第301号）に基づき、令和3年度水戸市食品衛生監視指導計画（以下「監視指導計画」といいます。）を策定し、この計画に従い食品関係施設等の監視指導、市内に流通する食品の検査等を実施します。



水戸芸術館

2 基本的事項

(1) 本計画の対象地域

水戸市内全域を対象とします。

(2) 実施期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日までの1年間とします。

(3) 基本方針

ア 地域に根差した監視指導の実施

地域の特色に基づいた監視指導を行います。例えば、梅まつり等の大規模イベントや給食施設における監視指導の強化を図ります。

イ 健康危機への迅速な対応

健康危機に関する府内の各担当課と迅速に情報を共有し、市民の生命及び健康に重大な被害を及ぼす健康危機に係る調査、指導及び措置を実施します。また、国や他自治体等との広域連携を行い、食中毒等の有症苦情発生に係る予防あるいは発生時の対応に関して、関係機関と密に情報を共有し、市民の食の「安全・安心」を確保します。

ウ 法改正対応における包括的・継続的な支援

平成30年6月に食品衛生法が改正されて以降、食品事業者等にその改正に係る対応が求められています。本市では、市内のすべての食品事業者等に対し、法改正に係る適切な指導・情報提供等を実施し、円滑な移行を支援します。また、HACCPシステムの導入等についても継続的に支援します。

3 計画の実施体制等

(1) 連携の確保

ア 茨城県食品衛生担当部局との連携

茨城県保健福祉部生活衛生課とは、食中毒や食品等に係る違反処理等の緊急時のみならず、平常時から情報交換を行い、緊密な連携体制を確保します。

イ 厚生労働省及び他自治体との連携

大規模又は広域的な食中毒が発生した場合、又は広域流通食品、輸入食品等に係る違反を発見した場合には、厚生労働省及び関係する都道府県等の食品衛生担当部局へ速やかに情報を提供し、連携して、違反に係る食品等の流通防止、再発防止等のための必要な措置を講ずるとともに、相互に情報の共有化を図りながら改善状況等の把握に努めます。

ウ 消費者庁及び農林水産省等との連携

食品等の表示に係る違反等を発見した場合は、必要に応じて、調査や立入検査を消費者庁、農林水産省関東農政局、茨城県保健福祉部生活衛生課等と実施し、食品表示行政における連携を確保します。なお、本市以外で生産される食品の違反事例発見時には、当該都道府県等の食品衛生担当部局及び農林水産部局と連絡調整を行い、適切な対応を図ります。

エ 庁内における連携

食中毒や感染症の発生時における調査や指導、市内の学校、社会福祉施設、病院等の給食施設への監視指導、大規模イベント等における食品取扱施設等への監視指導、市内の農作物、流通商品等の安全性確保と食品表示の実施等について、庁内の関係各課と連携を図りながら実施することにより、衛生指導の充実化に努めます。また、法改正で制度化されたHACCPの導入に関しても、庁内の関係各課と連携を図りながら実施します。

(2) 人材の育成

食品衛生監視員、畜検査員、検査担当職員等の資質向上を図るため、技術研修及び関係法令等の研修会を実施するとともに、厚生労働省や都道府県等において開催される研修会等にも積極的に派遣します。

(3) 試験検査体制の整備

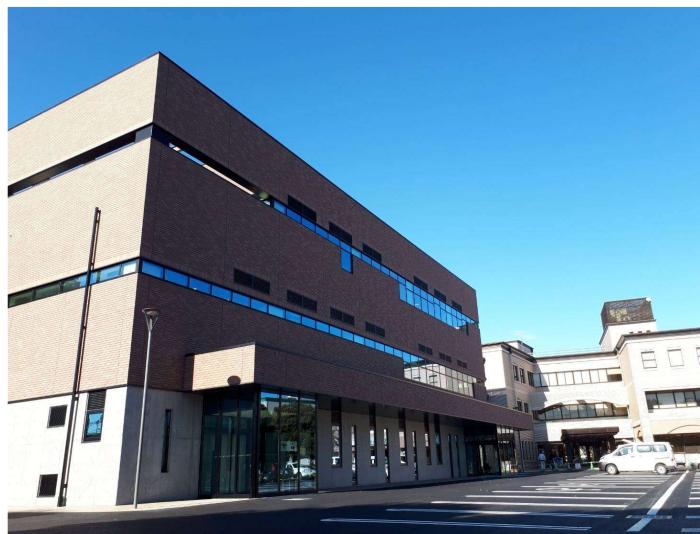
GLP (Good Laboratory Practice) (検査業務を管理するシステム) の遵守と迅速な検査の実施のため、定期的な、内部点検の実施や外部精度管理調査の受検、妥当性評価の実施等を図ります。なお、一部の試験項目については登録検査機関である一般財団法人茨城県薬剤師会検査センター等の外部機関に委託します。

(4) リスクコミュニケーション

- ア 法第64条第2項に基づき、監視指導計画案の段階において、その内容を公表し、ホームページ等を通じた意見募集を実施して、消費者及び事業者を含めた市民から幅広く意見及び要望を求めます。
- イ 市民の意見を反映するため、必要に応じて、消費者、生産者、食品等事業者及び学識経験者等から構成される懇話会や情報・意見交換会を開催し、市の施策に反映します。

(5) 公表

法第24条第5項に基づき、立入検査の実施状況や収去検査結果等の監視指導計画の実施状況について、市のホームページ等を通じて、取りまとめ次第速やかに公表します。



水戸市保健所

4 監視指導の実施

(1) 立入検査

食品等事業者への立入検査は、営業施設等における食中毒の発生状況、不良食品の発生状況、施設の規模、製造・加工・調理・販売等取扱食品の種類・特性・流通範囲などを考慮に入れた上で、表1のとおり実施します。

立入検査は、原則として、事前通告を行わずに実施することとし、製造・加工施設、事務所等への立入、食品等の検査、記録・帳簿等の確認を行います。併せて、季節又は臨時的に簡易な施設を設けて食品を提供する施設についても、必要に応じて立入検査を行います。

表1 立入検査計画

回数	主な対象施設
12回／年	卸売市場内の食品関連施設
3回／年	過去2年以内に食中毒の原因となった施設
2回／年	過去2年以内に食中毒以外の行政処分を受けた施設 過去2年以内に自主回収の届出があった施設 生食用食肉を取り扱う施設
1回／年	給食施設（学校、病院、社会福祉施設等のうち食数が多い施設に限る。） 食品製造施設（製品が広域流通している施設に限る。） 丸フグを取り扱うフグ営業施設 食肉処理業施設、乳処理業施設 漬物製造業施設（浅漬製造施設に限る。） いばらきハサップ認証施設（総合衛生管理製造過程又はFSSCを取得している場合は、3年に1回以上の検査回数にすることができる。） 上記以外の大量調理施設（旅館、宴会場等を有する施設及び弁当調製施設等。）
1回／3年 以上	大型量販店
1回／営業許 可有効期間	上記以外の食品製造施設、飲食店営業施設及び給食施設
適宜	上記以外の施設

(2) 一斉監視指導

細菌性食中毒が多発する夏期及び食品流通量が増加する年末においては、厚生労働省、消費者庁が示す方針を踏まえて、監視指導を実施します。

ア 夏期一斉取締り

夏期一斉取締りは、細菌性食中毒の多発時期であることも考慮して、飲食店等におけるカンピロバクター及び腸管出血性大腸菌による食中毒防止対策、販売店における食品の適正表示及び適正保存の徹底等の監視指導を重点的に実施します。

イ 年末一斉取締り

年末一斉取締りは、食品の適正表示の徹底、フグの適正な取扱い及びノロウイルスによる食中毒防止対策等の監視指導を重点的に実施します。

ウ その他

特定の違反事例が連續して発生するなど、食品衛生に係る問題が発生し、かつ、全国一斉に同一の事項を対象とした監視指導の実施が必要な場合は、隨時、厚生労働省等と連携し監視指導を実施します。

(3) 食品表示の適正化

本市では営業施設の監視指導及び電話・窓口相談を通じて、新基準に基づく食品表示（健康の保護及び増進に係るもの）を確認するとともに、必要に応じ指導を実施し、アレルギー物質表示の誤り等による健康被害の発生防止に努めます。

(4) と畜場に対する監視指導

と畜検査を実施することで、食肉の安全性を確保します。また、と畜場の施設や処理工程、取扱器具類、食肉の衛生管理について監視指導を実施するほか、必要に応じて衛生講習会を開催します。

(5) と畜場のHACCPに対する外部検証

平成30年6月の食品衛生法の改正により、全てのと畜場において、HACCPに基づく衛生管理の実施が義務付けられたことに伴い、と畜場法施行規則第3条第6項又は第7条第5項に基づき、と畜検査員による検査又は試験を実施することにより、施設の衛生管理が衛生管理計画及び手順書に基づき適切に実施されているかの外部検証をします。

5 重点監視指導項目

(1) 食中毒対策

ア ノロウイルスによる食中毒対策

ノロウイルスによる食中毒の原因の多くは、調理従事者を介した食品の汚染によるものであることから、本市では食品等事業者に対しノロウイルスに関する情報提供を行うとともに、調理従事者の健康管理や手洗いの徹底を含めた食品の衛生的取扱い等に重点を置いた予防対策を実施します。

イ カンピロバクター及び腸管出血性大腸菌による食中毒対策

カンピロバクター及び腸管出血性大腸菌による食中毒の原因の多くは、生又は加熱不十分の食肉の喫食であることから、本市では飲食店等における食肉の取扱いに重点を置いた予防対策を実施します。不適切な状態で食肉を提供する施設の把握に努め、これらの食肉を消費者に提供しないよう指導を行います。

ウ アニサキスによる食中毒対策

近年、アニサキスによる食中毒が多発しています。このため、食品等事業者に対し、刺身で提供する場合は、速やかに魚介類の内臓を取り除くこと、目視で確認してアニサキスを除去すること、冷凍（-20℃で 24 時間以上）により、アニサキス食中毒が予防できることなどについて、注意喚起を行います。

(2) 給食施設の監視指導

学校、社会福祉施設、病院等の、食中毒発生の影響が深刻である乳幼児児童、高齢者、患者等を対象とした給食施設の監視指導を、関係部局と連携して行います。また、関係者に対して衛生講習会を開催し、食中毒の防止に努めます。

(3) 公設市場における監視指導

本市の食品流通の拠点である水戸市公設地方卸売市場における食品の安全性を確保するため、早朝監視等の実施を関係部局と連携して行います。



学校給食共同調理場



公設卸売市場

(4) 大規模イベントにおける監視指導

近年、全国的にイベントにおける食中毒が多発していることを受けて、水戸黄門まつりや水戸の梅まつり等の大規模イベントにおいて、申請者に対する事前指導や衛生講習会を開催するとともに、施設の監視指導を行います。

偕楽園の梅



水戸黄門まつり

6 試験検査の実施

(1) 計画的に実施する収去検査及び買上げ検査

ア 農産物の残留農薬検査

市内産農産物及び公設市場を経由する農産物について、残留農薬試験検査を実施します。

イ アレルギー物質食品検査

加工食品について、卵、乳、小麦、えび、かに、そば、落花生及びこれらの食品由来の原材料に係るアレルギー物質の表示の適否確認のための検査を実施します。

ウ 畜産物の残留動物用医薬品検査

市内に流通する食肉及び流通前のと畜場における食肉について、残留動物用医薬品検査を実施します。

エ 食肉の細菌検査

市内に流通する食肉及び食肉加工品について、サルモネラ、カンピロバクター及び腸管出血性大腸菌の検査を実施します。

オ 潰物（浅漬）の試験検査

市内に流通する漬物（浅漬）について、大腸菌及び腸炎ビブリオの検査を実施します。

カ 食品添加物検査

市内に流通する国内産及び輸入加工食品について、食品添加物試験検査を実施します。

キ 一斉取締りに併せて実施する収去検査

夏期、年末等の監視指導に併せて流通食品等を収去し、微生物学的検査等を実施します。

表2 収去検査及び買上げ検査の実施計画

検査項目	主な対象食品	主な対象施設	目標検体数
微生物学的検査 (一般細菌数、食中毒菌等)	食肉	食肉販売業 食肉処理業	30
	漬物（浅漬）	漬物製造業	5
	惣菜・弁当類	飲食店営業、給食施設	
	洋生菓子	菓子製造業	
	生めん類	麺類製造業	100
理化学的検査			
残留農薬	野菜・果実等	野菜・果実販売業	5
食品添加物 (ソルビン酸、二酸化硫黄)	ワイン 輸入食品等	各種食品製造業・販売業	20
動物用医薬品	食肉	食肉販売業 食肉処理業	20
アレルギー物質	加工食品	各種食品製造業	3
計			183

(2) 収去検査及び買上げ検査以外の検査

ア 納食施設衛生管理に係る検証検査

納食施設の施設・設備、使用される容器、機械器具等について、ATP検査法を用いた清浄度検査を実施し、衛生管理状況を検証します。

イ 食中毒等健康被害発生時に実施する試験検査

食中毒を含めた食品に起因する有症苦情の発生時には、便、食品、手、指、機械器具等の細菌やウイルス等の検査を実施します。さらに、必要に応じて細菌やウイルスの遺伝子解析を行います。

ウ 苦情食品に係る試験検査

食品の異物混入等の原因を調査するため、必要に応じ細菌検査や化学物質の検査を実施します。

(3) と畜場関連検査

ア と畜検査

と畜場法に基づき、と畜検査員が、食用を目的とする牛を検査し、食用に適さない食肉の流通を防止します。なお、と畜検査においては、と畜検査結果データをとりまとめ、必要に応じて、検査結果を迅速に生産

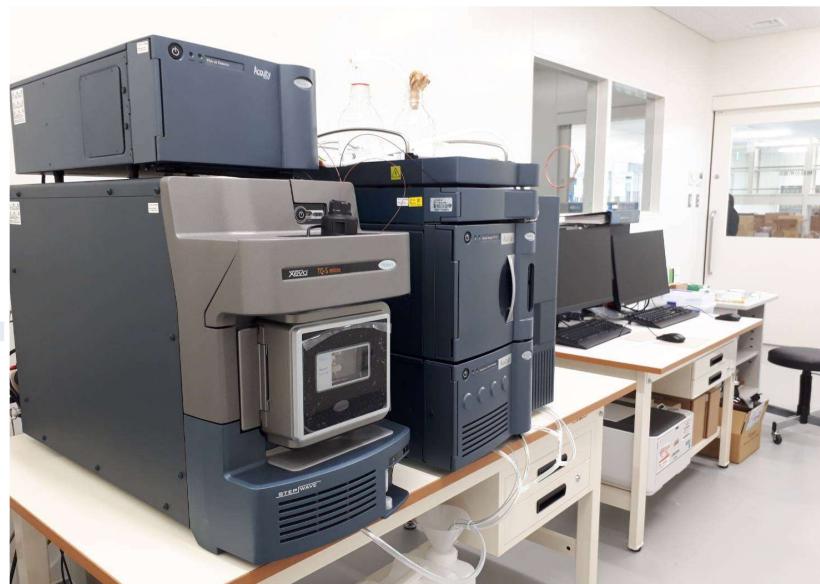
者に情報提供します。

イ BSEスクリーニング検査

食肉として処理される24ヶ月齢以上の牛のうち、生体検査において運動障害、知覚障害、反射異常又は意識障害等の神経症状が疑われたもの及び全身症状を呈する牛についてスクリーニング検査を実施するとともに、と畜場段階で牛の特定危険部位を確実に除去しているところを確認します。

ウ 食肉の衛生対策として実施する微生物検査

と畜場において、獣畜等が衛生的に処理されていることを検証するため、微生物検査を実施します。



LC/MS/MS

7 違反発生時の対応

(1) 違反を発見した場合の対応

ア 立入検査により違反を発見した場合

立入検査により法等の違反を発見した場合は、その場で口頭による改善指導を行います。なお、違反が軽微であり、直ちに改善が図られるもの以外の違反については、原則として、書面による改善指導を行い、その改善措置の状況を確認し記録します。また、改善が確認されるまで繰り返し立入検査を行います。

イ 収去検査等により違反を発見した場合

収去検査等により違反を発見した場合は、違反をした食品等事業者に対して、当該食品等が販売の用に供され、又は営業上使用されないよう指導を行い、必要に応じて厚生労働省、消費者庁、農林水産省、都道府県等と連携して、速やかに廃棄・回収等の措置を行います。当該食品等が市外で生産・製造・加工等が行われていた場合は、速やかに当該自治体の食品衛生担当部局に連絡するとともに、必要に応じ、速やかに廃棄・回収等の措置を行います。また、と畜場において残留動物用医薬品検査等の違反を発見した場合、当該枝肉を廃棄するとともに、関係機関と連携して生産者への指導を行います。これらの違反への対応においては、必要に応じて法第28条又は食品表示法第8条に基づき、食品等事業者から文書により報告を徴収する他、食品等事業者の改善措置状況の確認及び記録を適切に行い、確実な改善を図ります。また、必要に応じて法第54条、第55条、第56条又は食品表示法第6条に基づく処分を行います。さらに、特に悪質な事例については、告発も行うものとします。

(2) 違反の公表

食品衛生上の危害状況を明らかにして危害の拡大防止及び再発防止を図るとともに、市民の健康の保護に関する情報を積極的に提供するため、法第63条に基づき、違反した者の名称、対象食品、対象施設等を隨時、市のホームページ等で公表します。

8 食中毒等健康被害発生時の対応

(1) 発生時の対応

平常時における体制を整備するとともに、発生時においては関係部局及び茨城県等と連携を図りながら、被害の拡大を防ぐよう迅速かつ的確に対応します。また、再発を防止するため、病因物質の遡り調査を積極的に行い、原因究明に努めます。

(2) 迅速な情報公開

食中毒発生状況等について、食品等事業者及び市民に対して速やかに情報提供を行い、健康被害の拡大防止を図ります。

表3 水戸市内の食中毒発生状況（令和2年4月1日から12月31日）

	原因物質	事件数	患者数	死者数
令和2年7月	アニサキス	1件	1名	0名
12月	アニサキス	1件	1名	0名

9 食品等事業者に対する自主的な衛生管理の推進

(1) 食品衛生管理者及び食品衛生責任者等の設置

法第48条等に基づき、食品等事業者に対して、必要に応じて食品衛生管理者又は食品衛生責任者を設置させるとともに、上記の場合以外にも、その製造・加工・調理等を自主的に管理する者として、食品衛生に関して相当の知識を有する者をその食品衛生上の管理に責任を有する者として置くよう努めさせます。また、食品衛生責任者を養成するための養成講習会及び食品衛生責任者の知識の向上を図るための再講習会を食品衛生協会と協働して実施します。

(2) と畜場の管理者に対する自主的な衛生管理の推進

と畜場法第7条及び第10条に基づき、と畜場に対して衛生管理責任者及び作業衛生責任者を設置させ、自主的な衛生管理に努めさせます。また、と畜場関係者に対する講習会等を実施し、資質の向上を図ります。

(3) 食品衛生推進員制度

法第61条に基づき、水戸市食品衛生推進員を設置し、より継続的かつ効果的に食品等事業者に対する助言・指導等を行えるようにします。

(4) HACCPに沿った衛生管理に関する指導

平成30年に公布された食品衛生法等の一部を改正する法律では、原則として全ての食品等事業者がHACCPに沿った衛生管理に取り組むことが義務付けられています。本市では食品等事業者がHACCPの円滑な導入が図られるよう、講習会等を開催し、適切な指導・助言を行います。

用語集（五十音順）

【あ行】

➤ アニサキス

アニサキスとは、寄生虫の一種です。アニサキスの幼虫は、サバ、カツオ、サンマなどの魚介類に寄生します。体長2~3cm位で、白色の少し太い糸のように見えます。その幼虫が寄生している生鮮魚介類を生で食べることで、幼虫が胃壁や壁に刺入して激しい腹痛や吐き気、おう吐等の症状を引き起こします。

➤ アレルギー物質

近年、アレルギーをはじめとした過敏症（アレルギー疾患）を引き起こすことが知られている物質（アレルゲン）を含む食品を原因とする健康被害が多く見られるため、平成14年4月からアレルゲンを含む食品の表示が義務付けられました。現在、特定原材料として、えび、かに、小麦、そば、卵、乳及び落花生の7品目が定められ、表示が義務付けられています。また、特定原材料に準ずるものとして、アーモンド、あわび、いか、いくら、オレンジ、カシューなッツ、キウイフルーツ、牛肉、くるみ、ごま、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、まつたけ、もも、やまいも、りんご及びゼラチンの21品目が定められており、表示が奨励されています。

➤ ATP 検査法

汚れが持っているATP（Adenosine triphosphate：アデノシン三リン酸）を指標とした清浄度の検査をいいます。ATPは、すべての生物のエネルギー源として存在する物質であり、生命活動が行われている所には必ず存在するものです。ATP検査法は、手指や施設・設備等が清浄に維持されているか否かを短時間で判断することができるため、その場で助言・指導を行うために有用な検査法です。

【か行】

➤ 外部精度管理

外部精度管理とは、複数の検査機関が同一の試料を測定し、その結果を第三者機関が評価します。測定値が許容範囲に含まれているかどうかを確認し、外れていれば原因を検討して作業の改善を行います。食品衛生検査施設は外部精度管理調査への参加が求められています。

➤ カンピロバクター

家畜や家きんの腸内に常在している細菌で、特に鶏の保菌率が高いと言われています。少量の菌数で発症し、潜伏期間が長いという特徴があり、この菌に汚染された鶏肉をさしみやタタキのような加熱不十分な状態で食べることによって食中毒が多く起こっています。

➤ 規格基準

食品衛生法に基づき、食品や添加物等について一定の安全レベルを確保するため定められた規格や基準で、規格基準に合わない食品等は製造、使用、販売等が禁止されています。

➤ 寄生虫

他の動物に寄生し、栄養分をとり生活する生物であり、食中毒の原因となるものでは、アニサキスやクドア・セプテンプンクタータなどがあります。アニサキスは、その幼虫がサバ、アジ、イカ、イワシ、サンマなどに寄生します。アニサキスが寄生した魚介類を生で食べた場合、まれにアニサキスが胃や腸壁に侵入して、激しい腹痛、吐き気、嘔吐などの症状を引き起こします。クドア・セプテンプンクタータは、クドア属の寄生虫（粘液胞子虫）の一種で、ヒラメの筋肉に寄生することが知られています。この寄生虫が多く寄生したヒラメを生で食べると、食後数時間で一過性の下痢、おう吐などの食中毒様症状がみられますが、ほとんどの場合、すぐに回復します。

【さ行】

➤ 残留農薬

残留農薬とは、農薬の使用に起因して食品に含まれる特定の物質を意味します。農薬が残留した食品を摂取することにより、人の健康を損なうことがないよう、食品衛生法に基づく「食品、添加物等の規格基準」において農産物に残留する農薬の量の限度が定められており、一般に「残留農薬基準」と呼ばれています。残留農薬基準が設定された場合、これを超えるような農薬が残留している農産物は、販売禁止等の措置が取られることになります。平成15年の食品衛生法の改正ではポジティブリスト制度が導入され、残留基準が定められていない農薬が一定量以上含まれる食品の販売についても禁止されています。

➤ G L P (Good Laboratory Practice)

試験検査の精度を管理し、信頼性を確保するために遵守事項を定め、検査業務を管理するシステム。検査部門を統括する検査部門責任者及び理化学検査、細菌検査等の各分野に検査区分責任者を設置し、施設、検査器具類の管理や検査業務の管理を行います。また、検査部門から独立して設置された信頼性確保部門責任者が、内部点検を行い、外部精度管理調査への定期的な参画計画を作成します。

* 信頼性確保部門

食品衛生法第29条に規定される食品衛生検査施設において、その検査の精度管理を行い、信頼性を確保するために、食品衛生法施行規則第37条に規定される内部点検などを行う部門を指します。

* 外部精度管理調査

食品衛生検査の検査精度の維持向上や信頼性確保を図るため、国が指定する外部の公的検査機関で検査の正確さを評価してもらう調査のことです。

➤ 収去（しゅうきょ）

食品衛生法並びに食品表示法に基づき、食品関係営業施設に食品衛生監視員が立ち入り、試験検査をするために必要最少量の食品や食品添加物等を無償で採取できる権限の行為をいいます。

➤ 食品衛生監視員

食品衛生法の規定に基づき、都道府県等の職員のうち一定の資格を有する者が任命されるもので、食品に起因する衛生上の危害を防止するために営業施設等への立入検査や食品衛生に関する指導の職務等を行います。

➤ 食品衛生推進員

平成 7 年の食品衛生法の改正により新設されたもので、市長の委嘱を受け、地域の情報収集及び伝達、営業許可の前指導、保健所活動への協力等の活動をされる方です。食品衛生の確保に活躍される方です。

食品衛生推進員の委嘱期間は 2 年間で、本市では、令和 2 年度には、88 名が委嘱され、活躍しています。

➤ 食品添加物

食品の製造の過程において着色、保存等の目的で食品に加えられるものです。安全性等の評価を行った上で「ヒトの健康を損なうおそれがない場合」

として厚生労働大臣が指定するもの以外の使用は認められていません。この指定の対象には、化学的合成品だけでなく、天然に存在する添加物も含まれます。例外的に指定の対象外となるものは、「天然香料」及び「一般に食品と考えられるもので添加物として使用されるもの（社会通念上食品と考えられるもの：例えばイチゴジュースによる着色など）」のみです。

➤ 食品等事業者

食品等の採取、製造、輸入、加工、調理、販売等を行う事業者や学校、病院その他の施設において継続的に不特定又は多数の者に食品を供与する事業者をいいます。

➤ 食肉

獣鳥の生肉（骨及び臓器を含む）のことを示しており、海獣を含む魚介類の生肉は含まれません。

【た行】

➤ 腸管出血性大腸菌

菌の性状は、人の常在菌である大腸菌とほぼ同じですが、最大の特徴はベロ毒素を産生することです。腸管出血性大腸菌は熱に弱く、75°Cで1分間以上加熱すれば死滅します。腸管出血性大腸菌O157は、その代表的な菌です。牛などの家畜の腸管等にいることがあります、その糞便が様々な経路で食品や水を汚染して感染するといわれています。多くの食中毒菌は10万個から100万個以上の菌を取り込まないと発症しませんが、腸管出血性大腸菌の場合、わずか50個程度の非常に少ない菌数で発症します。また、患者の便を介して人から人へ感染することもありますので、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」で「3類感染症」に指定されています。

➤ 腸炎ビブリオ

腸炎ビブリオは、5類感染症定点把握疾患である感染性胃腸炎の起炎菌の一つです。腸炎ビブリオによる食中毒の原因食品はほとんどが魚介類で、現在でも、8月を発生のピークとして、7~9月に多発します。腸炎ビブリオ食中毒の予防方法として、原因食品、特に魚介類の低温保存や、真水での洗浄、十分な加熱等があります。

- **登録検査機関**
食品衛生法に基づいて、厚生労働大臣が登録や検査の業務に関する規程を認可し、国や自治体の代わりに検査を行うことができる法人を指します。国や自治体の試験検査機関以外の民間の検査機関でも登録検査機関になることが認められています。

- **と畜検査**
と畜検査とは、と畜場で食肉にされる牛・豚等が法律で指定された病気にかかっていないかについて検査を行うことをいいます。法律で指定された病気にかかっている牛・豚等は、食用不適として廃棄処分されます。

【な行】

- **生食用食肉**
生食用として販売される牛の食肉（内臓を除く。）をいいます。いわゆるユッケ、タルタルステーキ、牛刺し、牛タタキ等が含まれます。

- **ノロウイルス**
人に急性胃腸炎を引き起こすウイルスの一つで、平成9年に食中毒の病因物質に加えられました。ノロウイルスによる食中毒は1年を通じて発生しますが、11月から3月に集中して発生します。このウイルスは食品中では増殖できず、人の腸内でのみ増殖し、糞便や吐物とともに排出されます。また、感染者の糞便や吐物には、大量のウイルスが存在しており、これらの処理を誤ると二次感染や集団感染を起こすこともあります。

【は行】

- **HACCP（ハサップ）**
食品の安全性を高度に保証する衛生管理の手法の一つです。具体的には、食品の製造業者が、原材料の受入から最終製品に至る一連の工程の各段階で発生する危害を分析し、その危害の発生を防止することができるポイントを重要管理点として定め、重点的に管理することにより、製造工程全般を通じて製品のより一層の安全性を確保するという手法であり、国際的にもその導入が推進されています。平成30年6月に食品衛生法の改正が公布され、すべての食品等事業者がHACCPに沿った衛生管理を行うよう制度化されました。

➤ BSE (Bovine Spongiform Encephalopathy)

異常プリオンたんぱく質が病気の原因とされ、牛の脳の組織に海綿状（スポンジ状）の変化を起こす病気です。一般に、異常プリオンたんぱく質を含む肉骨粉を介して感染すると考えられ、長い潜伏期間の後、異常行動、運動失調等の中核神経症状を呈し、発病後2週間から6ヶ月の経過で死に至ると考えられています。現在のところ、治療法はありません。

➤ BSEスクリーニング検査

BSEスクリーニング検査は、BSEの感染の有無について調べる検査です。平成13年10月18日から全国の食肉衛生検査所では、と畜場に搬入され食肉処理される牛について、BSEのスクリーニング検査を実施しています。この検査でBSEを疑う結果が得られた場合は、国が指定する検査施設により精度の高い確認検査を実施し、専門家による会議において確定診断が行われます。検査の結果が確認されるまでの間、枝肉や内臓等のすべての部位は市場内に保管され、最終的にBSEと診断されたものは出荷されず焼却処分となります。BSEスクリーニング検査は、当初は全月齢を対象に実施していましたが、牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則の一部が改正され、検査の対象となる牛の月齢が、平成25年4月1日より21か月齢以上から30か月齢超に、また、同年7月1日より48か月齢超に変更されました。さらに、平成29年4月1日より48か月齢超の健康牛のBSE検査は廃止されました。なお、24か月齢以上の牛のうち、生体検査において神経症状等を示すものについては、同月以降も引き続きBSEスクリーニング検査の対象となります。

【次行】

➤ リスクコミュニケーション

消費者、食品等事業者、学識経験者、行政担当者等の関係者が、食品の安全性に関する情報を共有し、それぞれの立場から意見を出し合う中で、お互いがともに考える土壤を築き上げ、関係者間の信頼感を作り出し、食品に係るリスクに関して社会的な合意形成の道筋を探ろうとする双方向的なコミュニケーションをいいます。